

第1部 総論



第2章 板橋区の障がい者の現状と これまでの振り返り

- 1 障がい者数の推移と傾向
- 2 障がい者計画2023における重点項目の振り返り
- 3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

1-2 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

適切な支援につなげていくために

計画の策定にあたり、障がい者数の推移と傾向の把握をはじめ、前障がい者計画における重点項目や、障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)のサービス利用状況、取組の振り返りを行うとともに、障がいのある人を中心とした板橋区障がい者実態調査を実施しました。

障がい者数の推移と傾向

障がい者数は増加傾向にあり、令和5(2023)年度において、難病患者を含め、35,366人となっています。身体・知的・精神障がい者、難病患者のいずれも増加傾向にある中、精神障がい者の増加が顕著となっています。

障がい児については、令和5(2023)年度において、1,317人となっており、近年は横ばい傾向となっています。しかしながら、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しているため、ニーズを的確に捉える工夫を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

障がい者計画 2023 における重点項目の 振り返り

前障がい者計画においては、「相談支援体制の充実」、「障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実」、「地域生活支援拠点等の整備」、「障がいのある人の就労の拡充」、「障がい者差別*の解消及び権利擁護*の促進」の5つを重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

今後は、これまでの成果や課題を踏まえ、より充実した施策・事業に取り組んでいきます。

障がい福祉計画(第6期)・ 障がい児福祉計画(第2期) におけるサービスの利用 状況、取組の振り返り

障がい福祉サービスにおいては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、利用者数が減少したものも多くありましたが、令和4(2022)年度には増加傾向に転じています。日中活動系サービスでは、生活介護*や療養介護のほか、就労支援に係るサービスが増加しています。また、居住系サービスでは、自立生活援助や共同生活援助(グループホーム)*のほか、地域定着支援*が増加しており、そのほか、計画相談支援*をはじめとする、相談支援に係るサービスが増加しています。

障がい児向けサービスにおいては、児童発達支援*や保育所等訪問支援の利用が急増しています。

また、計画策定の基礎資料とするため実施した「板橋区障がい者実態調査」において、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、施策の推進に必要なことなどが明らかになりました。

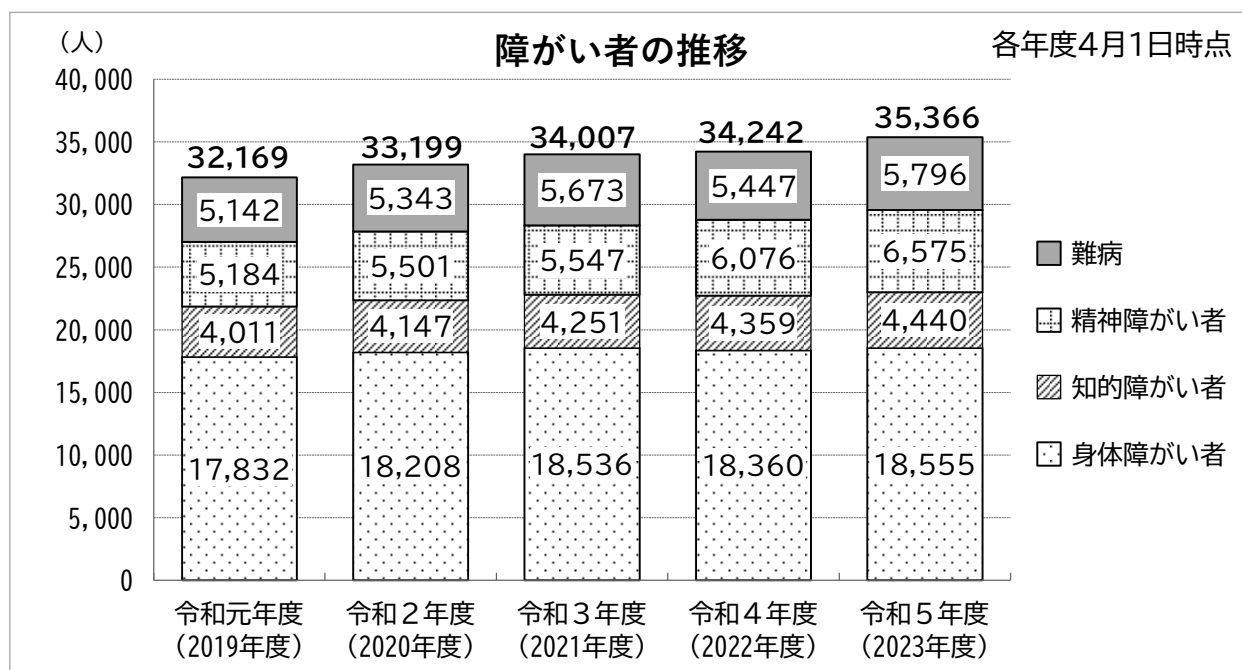
第2章 板橋区の障がい者の現状とこれまでの振り返り

1 障がい者数の推移と傾向

(1) 障がい者の推移と傾向

① 障がい者全体（障がい児を含む）の推移と傾向

障がい者全体の推移を見ると、年々増加しており、令和5（2023）年度においては、難病認定者を含め、35,366人となっています。身体障がい※者、難病は令和4（2022）年度に減少に転じましたが、令和5（2023）年度は再び増加しています。知的障がい※者、精神障がい者は増加傾向が続いています。中でも精神障がい者の増加が顕著であり、令和元（2019）年度と比較し、1,391人増加しています。



(各年度4月1日時点)

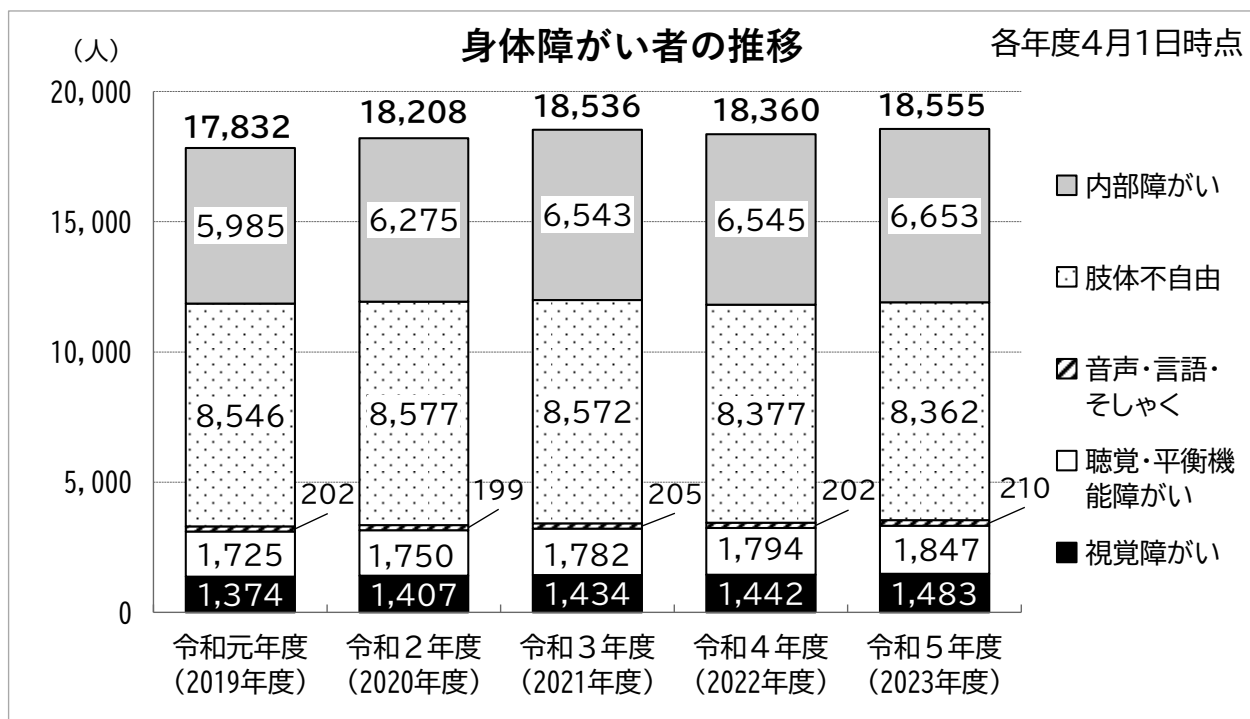
年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率
板橋区人口	568,721人	572,490人	570,024人	567,091人	570,076人	100.2%
障がい者数	32,169人	33,199人	34,007人	34,242人	35,366人	109.9%
身体障がい者	17,832人	18,208人	18,536人	18,360人	18,555人	104.1%
知的障がい者	4,011人	4,147人	4,251人	4,359人	4,440人	110.7%
精神障がい者	5,184人	5,501人	5,547人	6,076人	6,575人	126.8%
難病	5,142人	5,343人	5,673人	5,447人	5,796人	112.7%

*…伸び率は、令和5年度における令和元年度比

*…統計上、各障害者手帳所持者を障がい者としており、難病については、難病医療費等助成制度認定者数を計上している。

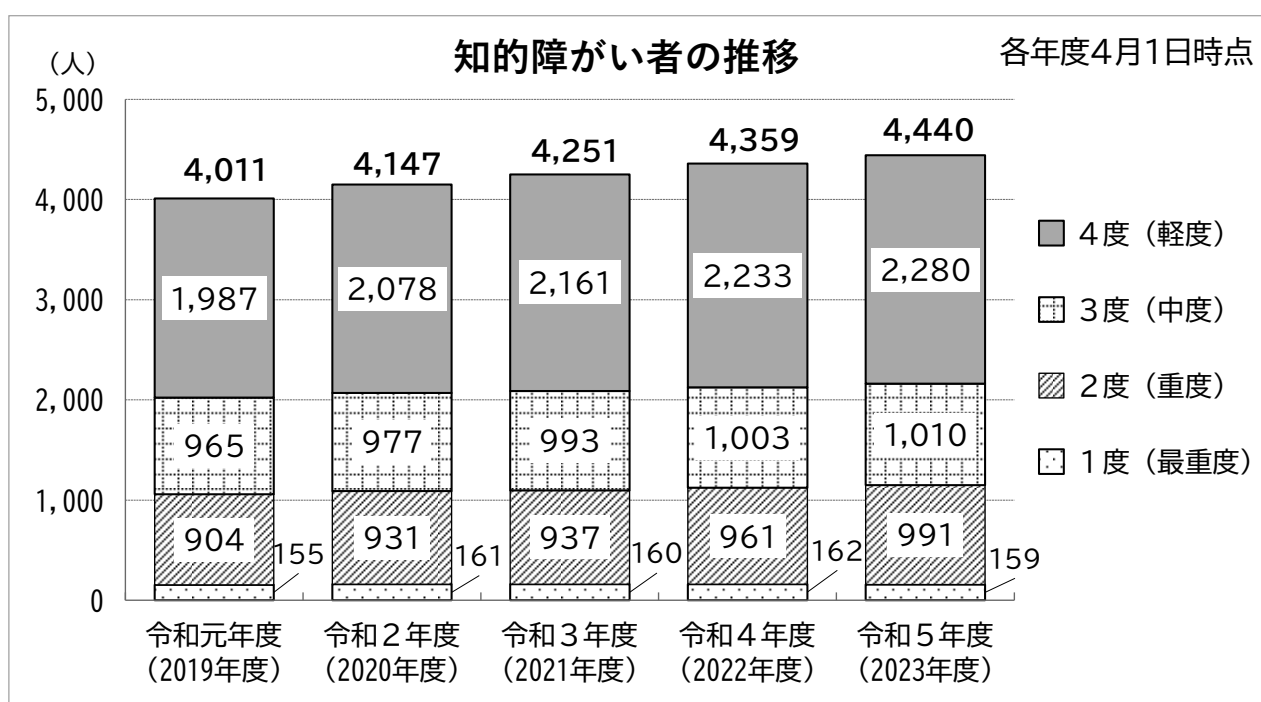
②身体障がい者の推移と傾向

身体障がい者の推移を見ると、令和5（2023）年度においては、18,555人となっています。肢体不自由者^{*}は微減傾向にありますが、全体として微増傾向にあり、その中で、内部障がい^{*}者が増えている傾向にあります。内部障がい者は、主に心臓機能障がい^{*}や腎臓機能障がい^{*}が多くなっています。



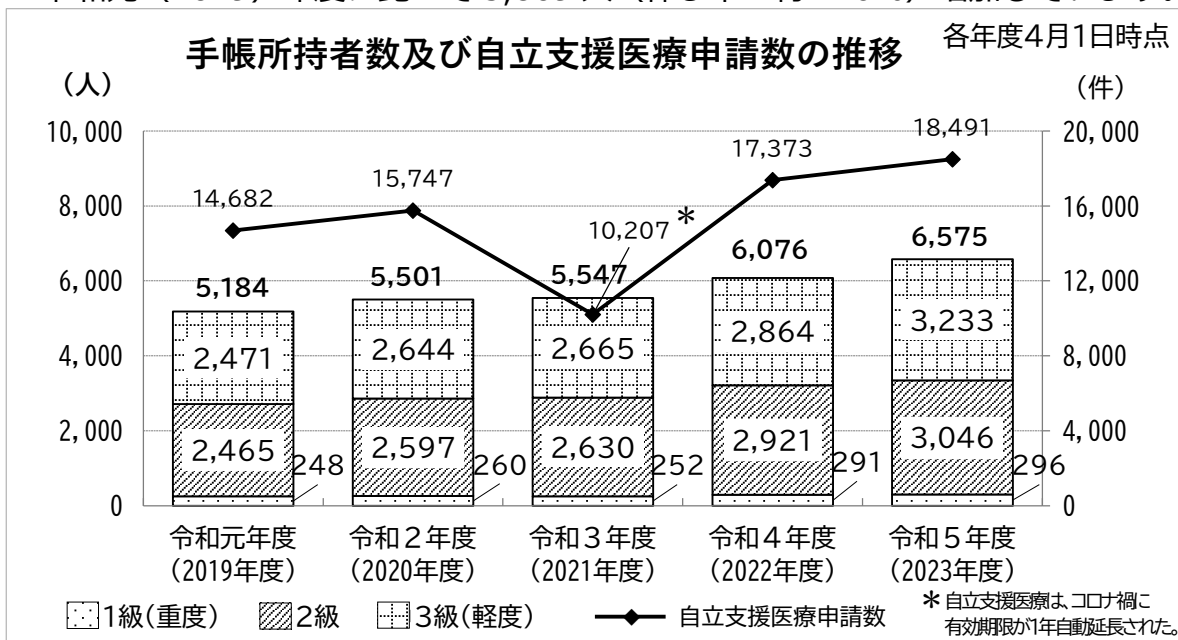
③知的障がい者の推移と傾向

知的障がい者の推移を見ると、令和5（2023）年度においては4,440人となっており、年々増加している状況にあります。認定別に見ると、4度（軽度）の方が最も増加しており、令和元（2019）年度に比べ、293人増加しています。



④精神障がい者の推移と傾向

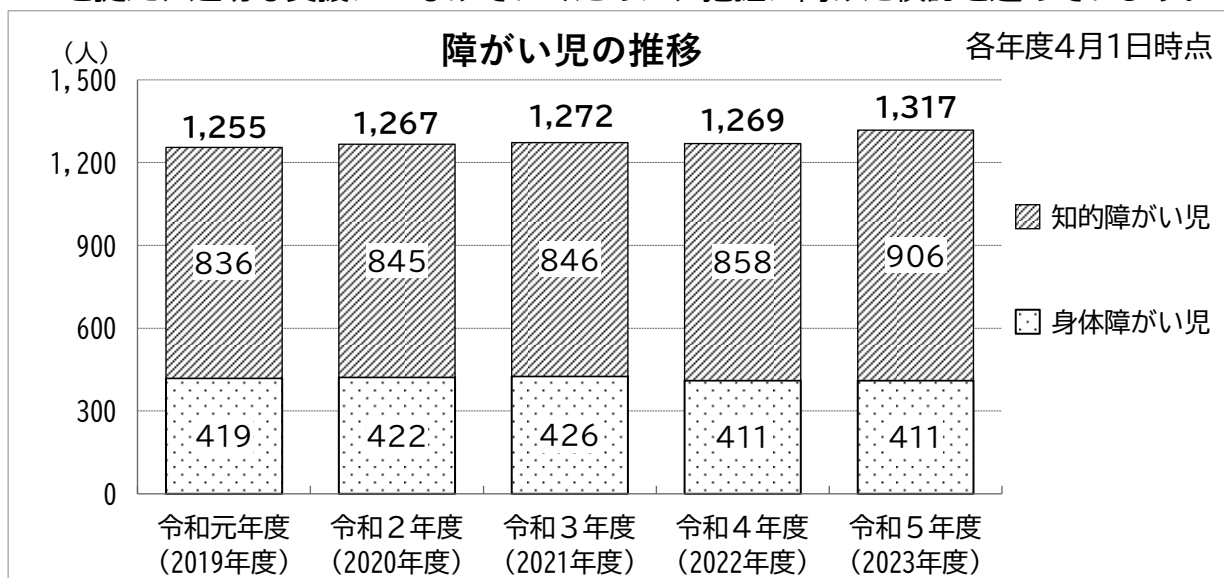
精神障がい者の推移を見ると、令和5（2023）年度においては、6,575人となっています。ほかの障がいと比較し、増加が顕著であり、令和元（2019）年度に比べて1,391人増（伸び率：約127%）となっています。また、認定別に見ると、3級（軽度）が最も増加しています。自立支援医療（精神通院医療）※の申請数も、令和元（2019）年度に比べて3,809人（伸び率：約126%）増加しています。



(2) 障がい児の推移と傾向

①障がい児全体の推移と傾向

障がい児は、各障がいに関する手帳を所持している18歳未満を計上しています。手帳を所持する障がい児は、近年はほぼ横ばい傾向となっていました。令和5（2023）年度は1,317人で、やや増加しています。一方、発達の遅れやつまづきなど、手帳を所持していなくても支援を必要としている子どもも潜在的に存在しています。また、医療的ケア児については、区としても調査に取り組んでいますが、全数の把握には至っていません。そのため、このような子どもたちの存在とニーズを捉え、適切な支援につなげていくために、把握に向けた検討を進めています。



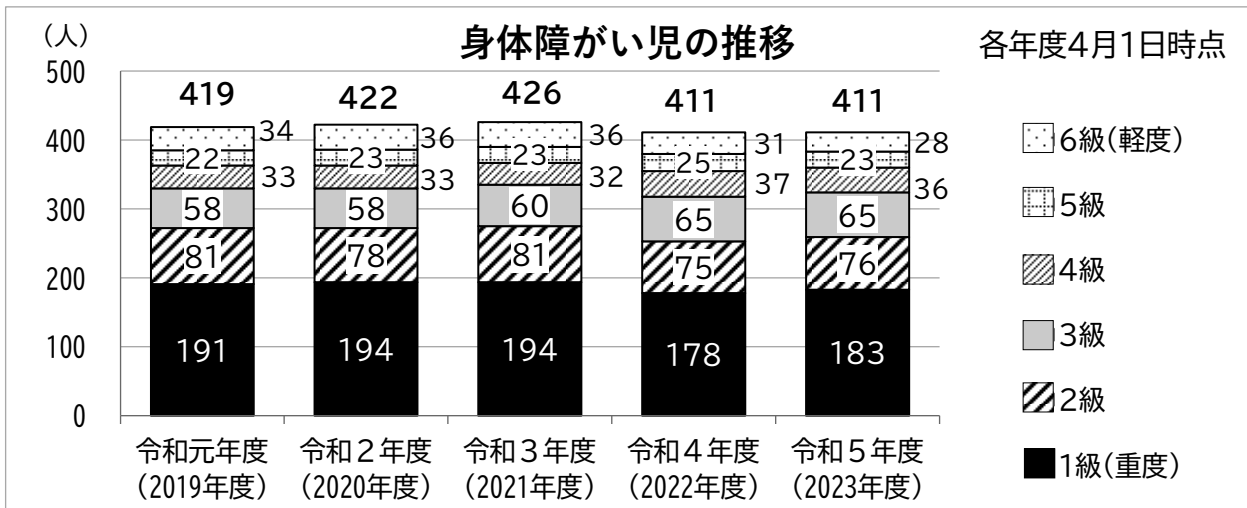
(各年度4月1日時点)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	伸び率
18歳未満人口	73,920人	73,616人	72,543人	71,474人	70,596人	95.5%
障がい児数	1,255人	1,267人	1,272人	1,269人	1,317人	104.9%
身体障がい児	419人	422人	426人	411人	411人	98.1%
知的障がい児	836人	845人	846人	858人	906人	108.4%

* …伸び率は、令和5年度における令和元年度比

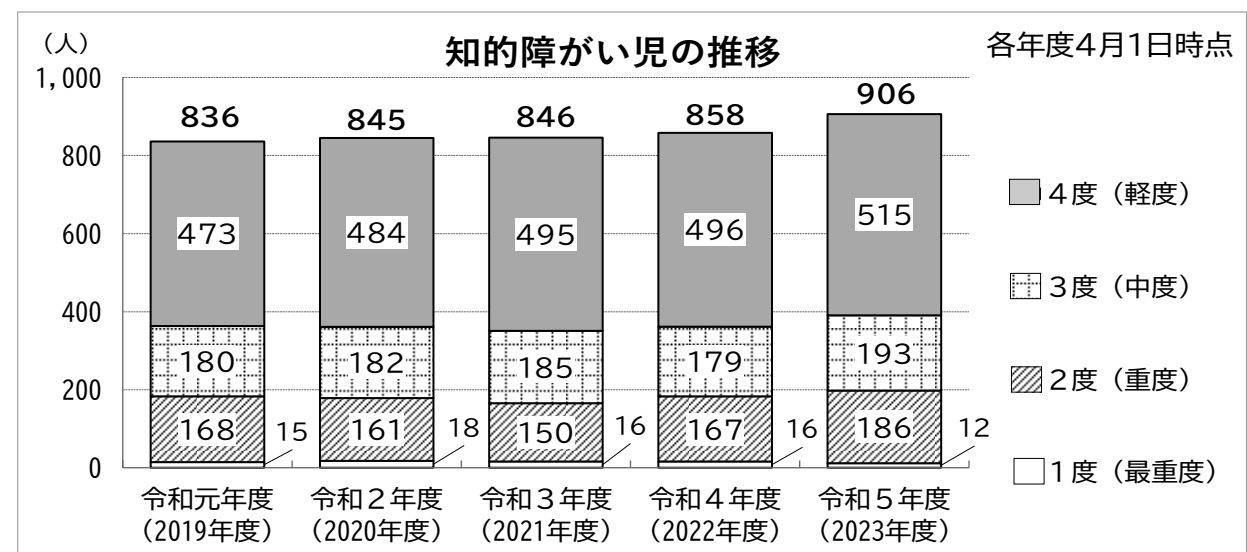
②身体障がい児の推移と傾向

身体障がい児の推移を見ると、令和5（2023）年度では、411人となっています。また、認定別に見ると、1、2級の占める割合が多く、重度の障がい児が多くなっています。



③知的障がい児の推移と傾向

知的障がい児の推移を見ると、令和5（2023）年度においては906人となっています。また、認定別に見ると、4度（軽度）の障がい児が多くなっています。



2 障がい者計画 2023 における重点項目の振り返り

上位計画である地域保健福祉計画のもと策定した障がい者計画 2023 においては、基本理念を「つながり、支え合い、認め合い、自分らしく安心して暮らし続けられるまち」とし、(1) 相談支援体制の充実、(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実、(3) 地域生活支援拠点等の整備、(4) 障がいのある人の就労の拡充、(5) 障がい者差別の解消及び権利擁護の促進を重点項目と位置付け、取組を進めてきました。

(1) 相談支援体制の充実

- 相談支援体制の充実のため、基幹相談支援センター[※]の人員を増員したほか、相談支援事業所における相談支援の強化に向け、基幹相談支援センターの職員が相談支援事業所に出向き、個別課題の共有や連携体制の強化を図るとともに、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）や相談支援事業所実務担当者連絡会等において、情報や共通課題を共有することで、より各関係機関が有機的に連携して取り組めるような協力関係を築いてきました。
- また、令和2（2020）年度に設置した板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）において、精神保健福祉士[※]や社会福祉士[※]等による専門相談、グループワークや選択制プログラム等による社会参加支援のほか、発達障がい者の家族を対象とした家族学習会等を実施することで、成人期の発達障がい者に対する総合的な拠点として支援に取り組んでいます。
- 乳幼児の疾病や障がいの早期発見・早期支援に対する取組として、乳幼児健康診査や医療機関からの情報連携により把握した支援の必要な子どもへの個別相談支援を実施しています。発達に気がかりがある場合は子ども発達支援センターにおける相談事業につなげるほか、発達に気がかりがある未就学児を育てる保護者を対象に「発達支援のための親の会（子どもののびるを支援する親の会）」を令和4（2022）年度から健康福祉センターで開始し、保護者の孤立を防ぐとともに、支援が途切れることがないように充実を図ってきました。また、令和4（2022）年4月に3か所目の「児童発達支援センター[※]」が開設され、地域における障がい児の相談支援や関係機関などとの連携強化を担う中核的な療育支援を行っています。
- このほか、障がい者本人の生い立ちから現在の生活に至る成長の記録や支援内容を書き綴る「サポートファイル」の運用を開始しました。

(2) 障がいのある子どもの療育・保育・教育の充実

- 障がいのある子どもの支援に関しては、就学前、学齢期、卒業・就職期など、ライフステージごとに、成長に応じた切れ目のない支援を提供していくため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス[※]の整備を促進し、令和3（2021）年度から令和4（2022）年度の2年間で計16件の事業所が新規開設しました。
- また、令和3（2021）年9月、医療的ケア児支援法が施行されるなど、特に医療的ケアなどを必要とする子どもへの環境・体制の整備が求められていることから、関係部署や外部機関で組織する「重症心身障がい[※]・医療的ケア児等会議」を設置し、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討をはじめ、発達支援に関する情

報や共通課題を共有することで、関係機関の連携・協力体制を構築してきました。

- 令和3（2021）年4月、区立保育園2園で医療的ケアなどを必要とする子どもの受入体制を構築し、令和5（2023）年4月より、区立幼稚園、区立小・中学校、あいキッズ[※]へと支援の対象を拡大しました。
- 令和4（2022）年1月、医療的ケアなどを必要とする子どもを受入可能な放課後等デイサービス事業所が開設されました。
- 板橋キャンパス（都有地活用）[※]において、医療的ケアなどを必要とする子どもの受入れも可能な児童発達支援事業所を整備する計画でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、建築資材の高騰などの影響により、当初のスケジュールで整備を進めることが困難となったことから、事業自体の見直しを行うこととなりました。また、板橋キャンパス（都有地活用）ではありませんが、令和4（2022）年4月、医療的ケアなどを必要とする子どもを受入可能な児童発達支援事業所が開設されました。

（3）地域生活支援拠点等の整備

- 高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、様々な地域資源の活用などにより整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築のため、基幹相談支援センターを軸とした、面的整備型の地域生活支援拠点等の整備に取り組んできました。
- 障がいのある人の介助者不在等、緊急時に円滑な対応が行えるようにすることを目的とした「安心支援プラン」について、板橋区地域自立支援協議会（相談支援部会）において検討を行い、令和5（2023）年度に運用を開始しました。
- 前計画では、板橋キャンパス（都有地活用）における短期入所[※]施設の整備による緊急時の受入れ対応、共同生活援助施設（グループホーム）による一人ぐらしの体験の場の確保等の体制整備を見込んでいましたが、板橋キャンパス（都有地活用）の計画見直しにより、整備事業自体の見直しを行うこととなりました。
- 板橋キャンパス（都有地活用）の整備計画の見直しに伴い、地域生活支援拠点等の整備についても代替案等の検討を進めています。赤塚ホームでの緊急時の受入れの充実を図るため、運営体制の強化などについて協議を進めるとともに、支援者向けの短期入所の社会資源[※]ガイドマップ（近隣の短期入所施設をまとめた冊子）を作成し、民間事業所との連携体制を確保することで、緊急時の受入れにつながりやすい環境整備に取り組んできました。

（4）障がいのある人の就労の拡充

- 障がいのある人が、自らの選択により、自分に合った仕事に就き、働き続けられる環境を構築するため、ハローワーク[※]池袋や東京障害者職業センター[※]、東京しごと財団[※]、板橋区障がい者就労支援センター（ハート・ワーク）[※]などと連携して、職業相談や職業紹介、職業準備支援のほか、事業主に対し雇用管理に関する助言・支援などに取り組んできました。

- 一般就労へのステップの場として、障がいのある人が一定期間区職員として就労する「チャレンジ就労」の雇用期間を拡大したほか、障害者就業・生活支援センター（ワーキング・トライ）と協定を締結し、実習生の受入れも行ってきました。
- 今後も障がいのある人に就労経験を積む場を提供し、民間企業等への就労につながる「チャレンジ就労」の体制強化を図るため、令和5（2023）年度に、障がい政策課内に「障がい者活躍推進係」を新設しました。
- 障害者雇用促進法[※]に基づき策定した「板橋区障がい者活躍推進計画」により、区として、職員の計画的な障がい者雇用に取り組むとともに、障がいのある職員を含めた「障がい者活躍推進チーム」において、障がいのある人が活躍しやすい職場づくりや人事管理などによる雇用の質の確保に努めています。
- 民間企業での障がい者雇用を促進するため、板橋区地域自立支援協議会（就労支援部会）にて協議を行い、民間企業における障がい者雇用のニーズ調査を行いました。
- このほか、各就労支援事業所や障がい福祉サービス事業所との連携などにより、就労に向けた職能訓練や一般就労に向けた情報提供、受入れ側の企業支援などを行うことで、障がいのある人が自分に合った仕事に就労できるよう就労の機会拡大を図るとともに、就労の継続や定着の実現に向けた取組を進めました。

（5）障がい者差別の解消及び権利擁護の促進

- 板橋区では、職員が事務や事業を行うにあたり、障がいを理由とした差別を行わず適切に対応するための基本事項や事例を示した「職員対応要領」に基づき、「板橋区障害者差別解消法ハンドブック（板橋区職員向け）」を作成し、職員研修などを通じて実践に向けた周知に取り組んでいます。
- また、「障がい者週間記念行事[※]」や「障がい者理解促進事業」などを通じて、区民への普及啓発にも取り組んできました。
- さらに、令和元（2019）年度に制定した「板橋区手話言語条例」に基づき、障がいのある人への合理的配慮の促進及び手話が言語であるという認識を広げるため、手話言語の啓発冊子の配布、手話講座を開催する等の取組を行ってきました。
- 障がい者の虐待防止のため、「板橋区障がい者虐待防止センター」における受付時間以外の休日・夜間の時間帯における相談受付を開始し、24時間365日の相談体制へと強化を図りました。また、板橋区地域自立支援協議会（権利擁護部会）では、関係機関で障がい者虐待[※]に関する事例勉強会を行うなど、意見交換や認識の共有に取り組みました。
- 令和4（2022）年度には、児童相談行政における東京都と区の二元体制を解消し、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るため「板橋区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。
- これらの取組により、日常の社会生活における障がいを理由とする差別の禁止や、社会的障壁[※]の除去による、権利擁護の促進に努めてきました。

3 障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）におけるサービスの利用状況、取組の振り返り

障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）において示している令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの2か年における支援の種類ごとの事業量見込みと実績については次のとおりです。

（1）障がい福祉サービスの実施状況（第6期障がい福祉計画）

- 訪問系サービスでは、重度訪問介護※、同行援護※の利用者数が、新型コロナウイルス感染症拡大による利用控えが影響してか、令和2（2020）年度に減少しましたが、令和4（2022）年度は再び増加傾向に転じています。利用時間数としては、行動援護※の伸び率が非常に高く、重度訪問介護や同行援護の利用も増加傾向にあります。一方で、居宅介護※は、利用者数は横ばいですが、利用時間数はやや減少傾向にあります。
- 日中活動系サービスでは、生活介護や自立訓練（機能訓練・生活訓練）※、療養介護のほか、就労移行支援※、就労定着支援※、就労継続支援（A型・B型）※などの就労支援の利用者数が増加傾向にあります。また、短期入所については、障がい者支援施設等における福祉型の利用者数が増加傾向にある一方、病院・診療所等における医療型の利用者数は減少傾向にあります。
- 居住系サービスや相談支援では、自立生活援助や共同生活援助（グループホーム）、計画相談支援、地域定着支援の利用者数が増加傾向にありますが、施設入所支援※は減少傾向です。

（2）地域生活支援事業の実施状況（第6期障がい福祉計画）

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、理解促進研修・啓発事業や手話奉仕員※養成研修事業の一部中止や規模を縮小したほか、手話通訳者・要約筆記※者派遣事業や移動支援事業なども利用控えが影響してか、参加者数や利用者数が令和2（2020）年度から令和3（2021）年度に大幅に減少しましたが、現在はコロナ禍以前の水準に回復傾向です。
- そのほか、日常生活用具の給付や日常生活に関するサービスのほか、地域活動支援センター※機能強化事業などについては、年度ごとにばらつきが見られるものの、大きな変動は見られない状況にあります。

（3）障がい児向けサービスの実施状況（第2期障がい児福祉計画）

- 児童発達支援と保育所等訪問支援の利用者数が急増していることに加え、放課後等デイサービスや障害児相談支援、医療型児童発達支援※でも、利用者数が増加傾向にあります。居宅訪問型児童発達支援※では、利用がほぼ横ばいとなっています。

（4）実施状況を踏まえて

- これまでの区におけるサービス利用状況をもとに、国からの基本指針に示された成果目標を達成するため、活動指標を見込み、計画を策定します。

(5) 板橋区障がい者実態調査の結果

令和4（2022）年度に、計画策定の基礎資料として、障がい福祉サービスの利用状況や生活実態、障がい者施策の推進に必要なことなどを把握するため、板橋区在住の障がい者（児）、一般区民の方を対象に「板橋区障がい者実態調査」を実施しました。

【調査概要】

調査期間：令和4（2022）年9月7日から令和4（2022）年9月30日

調査対象：6,000人

- ・区内在住の障がい者（児）及び一般区民から無作為抽出した 5,800人
- ・板橋区発達障がい者支援センター（あいポート）利用者 100人
- ・手帳を所持していない幼児（児童発達支援事業所利用者） 100人

回答方法：郵送及びインターネットによる回答

調査区分	配布数 (件)	有効回収 (件)	有効回答率
障がい者（児）	5,000	2,148	43.0%
一般区民	1,000	338	33.8%

「板橋区障がい者実態調査」の結果、明らかになった傾向は次のとおりです。

①障がい者の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、全体で3割強の方が利用していると回答しています。障がい種別では、知的障がいと発達障がいでは5割、高次脳機能障がい[※]では4割の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、居宅介護や生活介護、計画相談支援がほかのサービスより高い傾向にあります。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、障がいのある人の一般企業への就労の促進のほか、学校での障がいに関する教育や情報の提供といった理解促進を求める割合が高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、4割の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、高次脳機能障がいや難病では2割にとどまる一方、発達障がいでは6割、知的障がいと精神障がいでは5割前後の方が経験ありと回答しています。

②障がい児の回答結果の傾向

障がい福祉サービスの利用状況は、6割弱の方が利用していると回答しています。

利用しているサービスは、放課後等デイサービスが4割と最も高くなっており、計画相談支援、児童発達支援が2割台とほかのサービスより高くなっています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供と答えた方が7割を超え、非常に高くなっています。

障がいのある人への理解度は、障がいにより多少のばらつきがあるものの、5割以上の方が足りていないと回答しています。

差別や嫌な思いの経験は、6割以上の方が経験ありと回答しています。

③一般区民の回答結果の傾向

福祉ボランティア活動への関心度は、関心がある方と関心がない方が、それぞれ5割弱となっており、ほぼ半数ずつになっています。

障がい者差別を見聞きした経験は、経験ありと答えた方が約5割ですが、そのうち1割弱の方が「よくある」と回答しています。

障がいのある人への理解度は、5割の方が足りていないと回答しています。

共生社会実現のため特に注力すべきことは、学校での障がいに関する教育や情報の提供、通常の学級への受入れやインクルーシブ教育システムの推進といった子どもたちの教育のほか、障がいのある人の一般企業への就労の促進といった、障がい者と同様の傾向が見られました。

④障がい種別の回答結果の傾向

ア 身体障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方と働いている方がそれぞれ3割前後を占めており、居宅介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから、就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、避難場所の設備や環境への不安のほか、投薬治療が受けられなくなることや安全な場所への移動が難しいことなどが挙げられています。

幼稚園・保育施設・認定こども園（以下、「園」という。）や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの設備が整っていないなど、環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃[※]などの収入が少ないほか、通勤が大変との回答が挙げられています。

イ 知的障がい

日中の過ごし方は、特別支援学級[※]・特別支援学校[※]に通っている方と福祉施設・作業所などに通っている方がそれぞれ約3割を占めており、放課後等デイサービスのほか、計画相談支援や地域移行支援[※]、地域定着支援、行動援護など地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方が安全な場所への移動が難しいほか、約5割の方から周囲とのコミュニケーションがとれないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変、トイレなどの設備が整っていないなど環境に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

ウ 発達障がい

日中の過ごし方は、回答者は若年層の方が多く、平日、特別支援学級・特別支援学校に通っている方が約3割を占めており、児童発達支援のほか、就労移行支援や就労定着支援などの就労支援サービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、周囲とのコミュニケーションがとれないほか、避難場所の設備や環境への不安などが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないなど、先生の専門性や人材育成に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係に関することが挙げられています。

エ 精神障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約4割を占めているため、計画相談支援や居宅介護などの在宅サービスのほか、地域移行支援や地域定着支援などの地域生活に関連するサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、約6割の方から投薬や治療が受けられないことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、先生の理解や配慮が足りない場合があることや、障がいに対する理解や配慮が引き継がれないといった、先生の専門性や人材育成に関するもののほか、まわりの児童・生徒たちの理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、職場の人間関係や障がいに対する職場の理解不足が挙げられています。

オ 高次脳機能障がい

日中の過ごし方は、自宅にいる方が約3割を占めており、自立訓練のほか、就労移行支援のサービスを望む割合が高くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方が約6割を占めている中、安全な場所への移動が難しいことが挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、まわりの児童・生徒たちから障がいに対する理解が得られにくいことが挙げられています。

仕事上での困りごとは、回答者数が少ないため分析することはできませんが、通勤が大変であることが挙げられています。

カ 難病

日中の過ごし方は、働いている方が約4割、自宅にいる方が約3割を占めており、居宅介護や生活介護などの在宅サービスを望む割合が高い一方、正社員でほかの職員と勤務条件などに違いがない方が多いことから就労支援サービスを望む割合は低くなっています。

災害時の困りごとは、災害時ひとりでの避難ができない方は約2割でほかの障がいと比べて低いものの、投薬や治療が受けられないことや、避難場所の設備や環境への不安が挙げられています。

園や学校生活での困りごとは、通うのが大変であるほか、先生の理解や配慮が足りない場合があるといった、先生の専門性に関することが挙げられています。

仕事上での困りごとは、給与・工賃などの収入が少ないほか、通勤時間・日数が多く体力的に不安であることが挙げられています。

(6) 障がい福祉サービス費用の推移

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
決算額	11,344,230 千円	12,168,615 千円	12,935,598 千円

障がい福祉サービスに係る費用については、高齢化や障がいの重度化、精神障がいをはじめとする障がい者人口の増加などを背景に増加を続けており、今後も同様の傾向が続くと見込まれています。



そのような中、区全体の財政は、持ち直しの傾向にあるものの、物価高騰など、現下の社会経済情勢を考慮すると、楽観視できる状況にはありません。今後の景気動向を予断なく見据えながら、区政における喫緊の課題に適切に対応していくとともに、公共施設の再構築の取組や、まちづくり事業などの多額の経費負担を伴う事業が継続していく中で、健全な財政基盤を確立し、持続可能な区政を実現していく必要があります。

そのため、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間である令和6（2024）年度から令和8（2026）年度はもとより、将来を見越し、事務事業一つひとつについて効果や効率性を見極めつつ、創意工夫を重ね、サービスの質の維持・向上を図っていきます。

コラム 1 医学モデルと社会モデル ～聴覚障がいのあるAさんの場合～

板橋区手話ニュース
「手と手で語ろう」から

小学生のAさんは、足の速さが自慢の聴覚障がい児です。
運動会のリレーの選手を決める話し合いで、立候補しました。すると・・・


<p>リレーの選手は 難しいんじゃないか…？</p> <p>Bさん スタートの合図が聞こえないから、陸上競技はハンデがあるよね。指示がちゃんと伝わらないから一緒に練習するのも大変だよなあ…</p> 	<p>クラスにはAさんの力が 必要だよ！！</p> <p>Cさん スタートは音の代わりに光や、色の付いたボードで合図すればいいよね。指示は手話や指文字とかで伝えるようにしましょう！身振りだって伝わるよ！</p> 
--	--

この2人の考え方の違いは、何でしょうか？
どうしたらみんなと一緒にAさんもリレーに参加できるのでしょうか？

医学モデル（Bさんサイド）



障がいを病気や傷害（治療すべきもの）などにとらえ、**その人個人の問題と見る**考え方をいいます。

ぼくは、Bさんの意見（医学モデル）によると、なんにもできないままになっちゃうなあ…

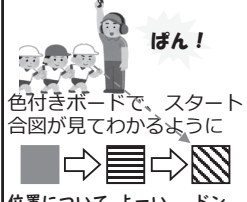





社会モデル（Cさんサイド）

「障がい」を治療や克服の対象とせず、社会の様々な障壁（バリア）によって生み出されたものとし、**バリアを取り除くのは社会の責任**とする考え方をいいます。

<p>物理的バリア スタート合図がピストル ぼん！</p> 	<p>制度のバリア 役職や選手は健常者だけ リレー選手Bさん</p> 	<p>文化・情報のバリア 何をはなしてるんだろ… ペラ</p> 	<p>心のバリア 障がい者にリレーの選手は務まらないと決めつける…</p> 
--	---	---	--

さまざまなバリアを打破せよ

<p>物理的バリアフリー ぼん！ 色付きボードで、スタート合図が見てわかるように 位置について よーい ドン</p> 	<p>制度のバリアフリー リレー選手Aさん みんなと同じように活躍！</p> 	<p>文化・情報のバリアフリー 女子のアンカーってだれ？ 手話や指文字を使ってみよう あいちゃんかあ！</p> 	<p>心のバリアフリー 得意なこと・苦手なこと尊重しあおう！ パチパチ パチパチ</p> 
---	---	---	---

Cさんの意見（社会モデル）のように、コミュニケーションや合図などの工夫でぼくはリレーに参加できた！そしてリレーは1位になれたんだ！

